

観光振興事業費補助金交付要領（地域の観光資源充実のための環境整備推進事業）

令和8年4月13日 国都公景第17号

この交付要領は、観光振興事業費補助金(地域の観光資源充実のための環境整備推進事業)交付要綱(令和8年4月13日 観観資第15号 国都公景第16号 以下「交付要綱」という。)のほか、観光振興事業費補助金の交付等観光振興事業の実施に当たって必要な事項を定める。

○観光・歴史まちづくり推進事業

(1) 事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、観光・歴史まちづくり推進事業については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）に要望を提出する。

(2) 基本的な考え方

当該事業は、観光にも資する歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく認定歴史的風致維持向上計画（以下、「歴まち計画」という。）に定められた重点区域において、歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備を総合的かつ一体的に支援する。

(3) 地域要件

- ・歴まち計画認定都市
- ・歴まち計画の認定に向け具体的な取組を開始・公表している市町村※
※事業採択年度の前年度3月までに、計画作成を目指すことをHP等で公表していること。

(4) 実施要件

- ・歴まち計画認定都市
以下の条件をすべて満たすこと。
 - (ア)歴まち計画に位置づけられた事業であること
原則として歴まち計画の第6章（歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項）に、取り組む事業の記載があること。
 - (イ)国際観光旅客税の用途に関する基本方針に適合する事業であること
原則として歴まち計画の第3章（歴史的風致の維持及び向上に関する方針）に、観光に資する歴史まちづくりを進めることに関する記載があること。
 - (ウ)歴まち計画に定められている重点区域で行われる事業であること
交付要綱第26条第2項中の別表3 補助対象経費の区分ニ、ホに関しては重点区域での取組が主たる内容として含まれていること。
 - (エ)事業採択年度中に執行が完了する見込であること。
 - (オ)国から別途、同一の活動や同一箇所の事業に対して補助金、支援金、委託費等が支給されている（予定も含む）ものがないこと。
- ※補助対象経費の区分ニ、ホについて、直接民間事業者等へ補助する場合は、当該歴まち計画認定都市との連携を必須とする。

- ・歴まち計画の認定に向け具体的な取組を開始・公表している市町村
(補助対象となるのは(5)補助対象経費の区分ニのみ)
以下の条件をすべて満たすこと。
 - (ア)国際観光旅客税の用途に関する基本方針に適合する事業
 - (イ)歴まち計画重点区域として設定する予定のエリアを含む事業
 - (ウ)歴まち計画作成に直接繋がる調査事業であること
 - (エ)事業採択年度中に執行が完了する見込であること

(5) 補助対象経費

イ 街並みの高質化

歴史的な街並みを高質化し、観光地としての魅力・ポテンシャル向上に寄与する取組。

- ・建築物及び工作物等の修景、除却
- ・公共公益施設の高質化
- ・無電柱化（電線類の地中化等）、道路付帯施設（ガードレール等）の撤去・新設等（道路空間

の再編)

- ・道路付帯施設の塗装（周囲のまちなみに馴染む色への塗り替え）
- ・街灯の電灯交換（歴史的風致を感じさせる暖色系への交換）やまちなかのライトアップ
- ・広告物等の修景（意匠形態の統一のための更新）、除却又は集約化
- ・歴史的建造物の整備、復元（塀、かき・柵の新設・修景や水路、高札場、枅形等の復元）
- ・地域固有の伝統的な意匠形態への適合等

ロ観光インフラ整備

観光客の受入環境の向上に寄与する公共施設の整備。

- ・広場等のオープンスペースの整備
- ・駐車場の整備
- ・交通結節点（観光バスの乗降場所等）の整備
- ・歩行空間・道路の整備（観光客が回遊するための遊歩道整備や、観光客の混雑集中を防ぐための道路拡幅・う回路の整備等）
- ・観光交流センターの整備
- ・観光誘客を伴う歴史文化センターの整備
- ・観光案内所、休憩所、公衆トイレ、ミストシャワー等の整備
- ・案内サインの整備
- ・歴史的資源を活用した公園の整備等

ハ建造物の改修等

歴史的なまちなみの向上や、歴史的建造物を積極的に活用した継承のための建造物の改修のほか、歴史的建造物の復元等の新築。

・「建造物」は、歴まち法運用指針の記載に基づき「建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したもの」とする。なお、鳥居、灯籠、玉垣、欄干、塀、柵、石畳、土留め、井戸等も含まれる。

- ・内装改修や耐震工事も対象とする。
- ・内装改修においては、建築物と一体として設置されるスプリンクラーや床暖房は対象とするが、エアコンや消火器、各種備品等の容易に撤去できるものは対象外とする。
- ・「改修等」において、下記の行為も対象となる。

周囲の景観に配慮した新築建築物・工作物の外観に関する設計費や工事費
建造物の改修等にあたり、不要となった建造物の除却
歴史的建造物の曳家、解体再築、移築、再建

ニ環境整備のためのビジョン・戦略策定

- ・歴史まちづくりの事業を実行するための官民連携のビジョンやアクションプランの検討・作成
- ・歴史まちづくり計画の作成（次期計画の作成を含む）及び検討（歴史的資源の活用のための調査）

・景観計画の作成（改定含む）及び検討

・交通量調査、回遊性検討、意匠ガイドラインの作成など、イ～ハに取り組むための調査や計画策定

・ハに取り組むための調査・検討（測量や耐震診断、需要予測、現況図の作成等）及び事業計画の策定

ホ整備効果促進

イ～ハで行われる若しくは行われた整備と一体となって歴史的資源を活かした観光まちづくりの効果をさらに高めるものを対象とする。

・防犯・防災対策（観光資源である歴史的建造物の滅失や、インバウンド含めた外部からの観光客による建造物への毀損を防ぐ観点から、監視カメラの設置、防火水槽、消火栓、放水銃や火災報知器の設置、感震ブレイカー設置、避難訓練・消火訓練、建造物を守るための住民向け防災マニュアル作成等、崖地・法面の保護等）

・歴史的資源である伝統的活動（祭りや伝統行事、伝統産業の継承の取組）

・歴史的風致維持向上支援法人等の歴史まちづくりに取り組む団体が歴史的風致の維持向上のために実施する取組への支援

・観光客に歴史的風致への理解を促すコンテンツ作成

・事業箇所周辺における繁茂した木の剪定、景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置、ライトアップ

施設の整備等

(6) 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第 30 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

・様式第 17 関係別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「補助対象となる経費の総額」の変更

(7) 事業評価の実施

交付要綱第 45 条の規定に基づき、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価を行い、当該自己評価の結果を、交付要綱第 35 条本文の規定による終了実績報告書に添付してそれぞれ補助対象事業者から、地方整備局等にそれぞれ報告する。